

消費者の方へ 訪問購入のトラブルに注意してください!

訪問購入とは・・・
消費者の家を購入業者が訪問し、消費者の
貴金属やブランド品などを買取るものです。



以下のようなトラブルが見られます



- ・電話では・・・
「いらない着物を買う」「査定だけ」
- ・実際に家に来た時には・・・
「指輪やネックレスを売ってくれ」と言われた。



- 契約後、クーリング・オフを申し入れた。
- 「買取りの場合はクーリング・オフできない」「キャンセル料がかかる」と言われた。

○トラブルを避けるために

- ・依頼をしていないにもかかわらず、購入業者が突然家に来て買取りをすることは、法律で禁止されています!
- ・そのような業者は**家に上げない**ようにしましょう!

○もし買取りをしてもらうことになった場合・・・

- 契約書などの書面を受け取ってから**8日間**は
 - ・**クーリング・オフ（契約をなかったことにする）**
 - ・**手元に引き続き置いておくこと**
 ができます!

呼んでないのに業者が来たときや
強引に品物を買取られたときなどは、電話しましょう

消費者ホットライン（局番なし）



お近くの消費生活相談窓口を
案内します。
(土日祝日も相談できます。)

事業者の方へ 守ってください！訪問購入のルール

↓チェックを入れて確認しましょう！

しつこく勧誘していませんか？ →適切な勧誘

以下のような勧誘は禁止されています。

- ・突然訪問して勧誘する。
- ・消費者から査定の依頼を受けて訪問し、買取りの勧誘をする。
- ・消費者が断ったにもかかわらず再び勧誘する（再勧誘）。
- ・買い取る物品の種類を明示せずに勧誘する。



契約書を渡しましたか？ →書面の交付

法定事項（※）が記載された書面を消費者に交付しなければなりません。

※物品の種類や特徴、購入価格、引渡しの拒絶やクーリング・オフに関する事項など。



理由を問わず解除に応じなくてはなりません！

→クーリング・オフ

書面の交付から8日以内は、消費者によるクーリング・オフに応じなくてはなりません。



品物を手元に置いておけることを告げましたか？

→引渡し拒絶の告知

書面の交付から8日以内は物品の引渡しを拒むことができる旨を、消費者に告知しなくてはなりません。



第三者と消費者の両者に通知しましたか？ →書面の交付から8日以内に物品を第三者へ引き渡す際の通知

書面の交付から8日以内に第三者に物品を引き渡す場合、以下の通知をしなくてはなりません。

- ・クーリング・オフの対象物品であること（対第三者）。
- ・第三者の連絡先や引き渡した年月日など（対元々の売主である消費者）。



ただし、以下の物品や取引態様は規制の対象となりません。

物品



自動車
(2輪のものを除く。)



家具



家電
(携行が容易なものを除く。)



本、CDやDVD、ゲームソフト類



有価証券

取引態様

- ・消費者自ら自宅での契約締結等を請求した場合
- ・事業者が得意先を定期的に訪問して注文を受ける取引（御用聞き）の場合
- ・継続的な顧客との取引の場合
- ・転居に伴う売却の場合